　　　　　　　　　　　　 　 □事業計画変更認可申請書

一般貨物自動車運送事業の □事業計画変更届出書

　　（特別積合せ運送を除く）　　　　 □施行規則第４４条第１項の届出書

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 運輸局長 　　　　　　　　　　　　　　　　 殿  　　　　 運輸支局長 　　　　　　　　 　　 　 殿 | | | | 申請年月日 | | 令和　 　年　 　月 　　日 | |
| 事業者番号 | | No． | |
| フリガナ |  | | | | | | 印 |
| 申請者名 |  | | | | | |
| 代表者名 |  | | 連絡担当者 | |  | |
| 郵便番号 | 〒 | 電話番号 | （　　 　） | | | |
| 申請者住所 |  | | | | | |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 変 更 又は 届 出 内 容 （項 目） | | |  |
| ①主たる事務所 ②営業所 ③休憩・睡眠施設 ④自動車車庫 ⑤各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数  ⑥利用運送を行うかどうかの別⑦利用運送の営業所　⑧利用運送の業務の範囲　⑨利用運送の保管施設  ⑩利用する事業者の概要　⑪事業廃止　⑫事業休止　⑬役員変更　⑭氏名・名称又は住所　⑮事業休止再開 | | |
| 変更項目 | （新） | （旧） |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
| 変更を必要とする（した）理由 | | |
|  | | |
| 届出事由の発生の日 | | |
| （備考）氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。この場合、必ず本人が自署して下さい。 | | |

（官庁使用欄）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支 局 受付印 | 本 局 受付印 | 都計法照会 有・無  　 　令和 　年 　月 　日(No,　 　　) |

　　 　　別 紙

１．各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数

　(1)　普通自動車

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 所属営業所 | （新） | | | | | （旧） | | | | |
| 普　通 | 小　型 | けん引 | 被けん引 | 計 | 普　通 | 小　型 | けん引 | 被けん引 | 計 |
| 営業所 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 営業所 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 営業所 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 営業所 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合　　計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

　(2) 霊柩自動車

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 所属営業所 | （新） | | | | | （旧） | | | | |
| 宮　型 | 洋　型 | バン型 | バス型 | 計 | 宮　型 | 洋　型 | バン型 | バス型 | 計 |
| 営業所 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 営業所 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 営業所 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 営業所 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合　　計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

※　運行車については内訳を(　)書きで記載する。

２．変更する自動車の明細

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 所属営業所 | 増･減車の別 | 最大積載量 | 年　式 |  | 所属営業所 | 増･減車の別 | 最大積載量 | 年　式 |
| 営業所 | 増車・減車 | kg |  | 営業所 | 増車・減車 | kg |  |
| 営業所 | 増車・減車 | kg |  | 営業所 | 増車・減車 | kg |  |
| 営業所 | 増車・減車 | kg |  | 営業所 | 増車・減車 | kg |  |
| 営業所 | 増車・減車 | kg |  | 営業所 | 増車・減車 | kg |  |
| 営業所 | 増車・減車 | kg |  | 営業所 | 増車・減車 | kg |  |

３．増車予定日

令和　　年　　月　　日から実施する。

４．車庫の必要面積（概算）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 積載トン数 | １両当り必要収容能力 | 車両数 | 必 要 面 積 計 |
| 7.5 ﾄﾝを超えるもの | ３８　㎡ |  | ㎡ |
| 2.0 ﾄﾝﾛﾝｸﾞ超～ 7.5 ﾄﾝまで | ２８　㎡ |  | ㎡ |
| 2.0 ﾄﾝ ロング | ２０　㎡ |  | ㎡ |
| 2.0 ﾄﾝ まで | １５　㎡ |  | ㎡ |
| 合 　　　　 　計 |  |  | ㎡ |

注）車庫の面積に余裕がない場合は、車両配置の平面図を添付して下さい。

**＜作成にあたっての留意点＞**

１．この様式は、一般貨物自動車運送事業用に作成されたものです。他の業種を含めて⑬役員変更、⑭氏名・名称又は住所を届出する場合は、「貨物流通事業者の氏名の変更の届出等の一本化した提出の手続を定める省令」に基づく様式によることになります。

２．申請者の概要欄（申請書上段）の記載について

　（１）申請者名・代表者名

法人の場合は、商号（法人名）及びその代表者名を、個人の場合は氏名のみ記入して下さい。

　（２）申請者住所

法人の場合は商業登記簿謄本上の本店所在地を、個人の場合は住民票上の住所を記入して下さい。

３．事業計画欄（申請書下段）の記載について

　（１）変更項目 上段に記載されている中から変更又は届出事項に該当する項目を選び、その番号を記入して下さい。

（２）（新）・（旧）の別

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更項目 | （新）変更後 | （旧）変更前 |
| ① | 新しい主たる事務所の名称・位置 | 現在の主たる事務所の名称・位置 |
| ② | 新しい営業所の名称・位置 | 現在の営業所の名称・位置 |
| ③ | 新しい休憩・睡眠施設の位置・収容能力 | 現在の休憩・睡眠施設の位置・収容能力 |
| ④ | 新しい自動車車庫の 位置・収容能力 | 現在の自動車車庫の 位置・収容能力 |

⑤各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数

（新）欄に「別紙のとおり」と記入の上、具体的内容を「別紙」に記入して下さい。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 変更項目 | （新）変更後 | （旧）変更前 |  |
| ⑥ | 利用運送をする、しないの別 | 利用運送をする、しないの別 |
| ⑦ | 新しい利用運送の営業所の名称・位置 | 現在の利用運送の営業所の名称・位置 |
| ⑧ | 新しい利用運送の業務の範囲 | 現在の利用運送の業務の範囲 |
| ⑨ | 新しい利用運送の保管施設の概要 | 現在の利用運送の保管施設の概要 |
| ⑩ | 新しい利用する運送事業者の名称・住所 | 現在の利用する運送事業者の名称・住所 |

⑪事業廃止・・・（新）欄に廃止年月日を、その理由は下欄（変更理由）に記入して下さい。

⑫事業休止・・・（新）欄に休止年月日と休止予定期間を、その理由は下欄（変更理由）に記入して下さい。

⑬役員変更・・・（新）欄は新たに就任した商業登記簿謄本上の役員の役職名及び氏名を、（旧）欄は同様

に退任した役員の役職名及び氏名を記入して下さい。

⑭氏名・名称又は住所・・・（新）欄は 新しい氏名・名称又は住所を、（旧）欄は変更前の氏名・名称又は

住所を記入して下さい。

⑮事業休止再開・（新）欄に再開年月日を記入して下さい。

※　変更項目が書ききれない場合は、用紙を追加して下さい。

４．添付書類については、下記一覧表を参考に添付して下さい。

|  |  |
| --- | --- |
| 変更項目番号 | 添　　付　　書　　類 |
| ② ④ | 事業用自動車の運行管理体制を記載した書面【事変様式１及び２】（注1） |
| ② ③ ④ ⑦ | 事業の用に供する施設の使用権限を証する書面  （自己所有の場合は不動産登記簿謄本等、 借り入れの場合は賃貸借契約書の写し等） |
| ② ③ ④ ⑦ | 都市計画法等関係法令に抵触しない旨の宣誓書【事変様式３】 |
| ② ③ ④ ⑦ | 営業所・車庫・休憩睡眠施設の案内図、見取図、平面（求積）図 |
| ② ④ ⑥ | 法令遵守（行政処分を受けたことがない旨）の宣誓書【様式例１又は様式例２等】（注2) |
| ④ | 道路幅員証明書等 |
| ⑨ | 保管施設の面積、構造及び付属設備を記載した書類 |
| ⑩ | 利用する事業者との運送に関する契約書の写し |
| ⑬ | 貨物自動車運送事業法第５条（欠格事由）のいずれもに該当しない旨の宣誓書(新任役員)【様式例３】 |

(注1) ②は事変様式１及び２、④は事変様式１のみ。

　　　　　　④は営業所に併設しない車庫の場合。（収容能力のみの変更の場合を除く）

(注2）②は営業所の新設（増設に限る）の場合。

④は車庫の新設、位置変更（収容能力の拡大を伴うものに限る）の場合。

⑥は新たに利用運送を行う場合。

事変様式１

**・事業用自動車の運行管理等の体制**（　　　　　　　　営業所）

１．運行管理等の体制

　①指揮命令系統

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | | | | 運行管理者  氏名 |  | 補助者(※1)  氏名 |  | 運 転 者 |
| 代 表 者 |  |  | 担当常勤役員等  氏名 |  |  |  |  |
|  |  |  |  | | | | | | |
|  |  |  |  | 整備管理者  氏名 |  | 補助者(※1)  氏名 |  | | |
|  | |  |

　②選任計画

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当常勤役員等 | 人 |  |
| 運行管理者 | 人 | □確保済み（　　　　　　　 　　・　　　　 　　　　　）(※2)  ・勤務時間（　　　時　　　分　～　　　　時　　　分）  ・休　 　日（　　　日／月） (※3)  □確保予定（令和　　　年　　 月　 　日までに確保予定） (※4)  ・勤務時間（　　　時　　　分　～　　　　時　　　分）  ・休　 日（　　　日／月） (※3) |
| 運行管理補助者  (※1) | 人 | □確保済み（　　　　　　　　・　　　　　　　　）(※5)  □確保予定（令和　 　年　 　月　 　日までに確保予定） |
| 整備管理者 | 人 | □確保済み（　　　　　　　　・　　　　　　　　）(※6)  □確保予定（令和　 　年　 　月　 　日までに確保予定）(※3) |
| 整備管理補助者  (※1) | 人 | □確保済み  □確保予定（令和　 　年　 　月　 　日までに確保予定）(※3) |
| 常時選任運転者 | 人 | （事変様式２のとおり） |
| その他従業員 | 人 |  |

　③　アルコール検知器の配備計画

泊まり運行　　□ 有　・　□ 無

　　　　　設 置 型　：　　　　　　　　　　　　台 　　・　　 携 行 型　：　　　　　　 　　　　　台

　④　事業用自動車の日常点検計画

　　点検の実施場所 ： 　　 　　・　　 点検の実施者 ：

　⑤　営業所と車庫間の距離（※複数の車庫がある場合は最も遠い車庫について記載する。）

　 　　　　　　　　 　ｋｍ

　⑥　車庫が営業所に併設されていない場合の連絡方法及び対面点呼の実施方法

　連絡方法　：

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | □　点呼実施場所が車庫の場合（※併設されていない場合のみ記入） |  |
| ・ 営業所と車庫間の運行管理者（補助者）の移動手段及び所要時分  移動手段　：　 　　　　　　　　　 ／　　所要時分　：　 　　　　　　　　分  ・ 車庫における運行管理者（補助者）の駐在時間  出庫時（ 　　　　　 　　時から　　　　　　 　　時まで）  帰庫時（ 　　　　　 　　時から　　　　　　 　　時まで） | | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | □　点呼実施場所が営業所の場合（※併設されていない場合のみ記入） |  |
| ・ 運転者の営業所と車庫間の主な移動手段及び所要時分  移動手段　：　 　　　　　　　　　 ／　　所要時分　：　 　　　　　　　　分 | | |

２．事故防止及び過積載の防止等に対する指導教育（※7）及び事故処理等の体制

　①　事故防止に関する指導教育方法及び計画

・ 定期的な研修・講習会等についての計画の有無及び実施予定

　　　　□ 有（実施時期（※8）；　　　　箇月以内）　・　□ 無

・ 特定の運転者（事故惹起、初任、高齢）に対する特別な指導及び適性診断の受診の予定の有無

　　　　□ 有　・　□ 無

　②　過積載の防止に関する指導教育方法及び計画

　 ・ 定期的な研修・講習会等についての計画の有無及び実施予定

　　　　□ 有（実施時期（※8）；　　　　箇月以内）　・　□ 無

　　 ・ 積載量確認方法

　　　　□ 計量器による（※どの様な計量器か具体的に記載：　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　　　□ 運送依頼票による

　③　事故処理連絡体制

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 運 転 者 | |  | 運行管理者(※9)  （　　　　　 　　　） | |  | 代表者(※9)  （　 　　　　　　） |  |
|  | |  |  |  |
|  | |  | | |  | | | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 警 察 署 |  | 運輸支局 |  |

（※1）　補助者を選任するときは記載する。

（※2）　資格者証番号及び交付年月日を記載する。

（※3）　確保予定年月日には具体的な日付けを記載する。

（※4）　運行管理者が２人以上いる場合は統括運行管理者について記載する。確保済み、予定共に記入する。

（※5）　運行管理者資格を取得している場合は(※2)の内容を、取得していない場合は基礎講習修了年月日を記載する。

（※6）　道路運送車両法施行規則第３１条の４第１号の場合は研修修了年月日を、第２号の場合は合格証書番号及び交付年月日を、第３号の場合はその旨を記載する。

（※7）　貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条・「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針を定める件」（平成１３年８月２０日　国土交通省告示 第１３６６号）

（※8）　新規許可、事業承継認可又は営業所の新設認可等を受けた日から初回の研修・講習会等を実施するまでの月数を記載する。

（※9）　（ 　）内に連絡先の電話番号を記載する。

|  |
| --- |
|  |

　○苦情処理体制

苦情処理責任者　　氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　 （役職等：　　　　　　　　　　）

苦情処理担当者　　氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　 （役職等：　　　　　　　　　　）

事変様式２

・　事業計画を遂行するに足りる有資格者の運転者を確保する計画

　　 確保人員　：　　　　　　　人 ・ 確保予定人員　：　　　　　　　人

・　国土交通省告示第１３６５号に適合する勤務割及び乗務割の計画

（労使協定の締結予定の有無　□ 有・□ 無）（※該当する□欄にレ印を記入）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 運転者氏名又は  確保予定年月日 | １箇月当り  の拘束時間 | １日当りの拘束時間 | | １箇月  当たりの  乗務日数 | 運転時間 | | | 休息期間 |
| 最大 | 平均 | ２日平均  １日当り | ２週平均  １週当り | 連続運転 | 勤務と  勤務の間 |
|  | 時間 | 時間 | 時間 | 日 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 |
|  | 時間 | 時間 | 時間 | 日 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 |
|  | 時間 | 時間 | 時間 | 日 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 |
|  | 時間 | 時間 | 時間 | 日 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 |
|  | 時間 | 時間 | 時間 | 日 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 |
|  | 時間 | 時間 | 時間 | 日 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 |
|  | 時間 | 時間 | 時間 | 日 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 |
|  | 時間 | 時間 | 時間 | 日 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 |
|  | 時間 | 時間 | 時間 | 日 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 |
|  | 時間 | 時間 | 時間 | 日 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 |

※ 「運転者氏名又は確保予定年月日」欄は、運輸開始までに選任予定の運転手が確保済みの場合は当該者の氏名、確保予定の場合は確保予定年月日を記載する。

※ 既に貨物自動車運送事業の許可を取得している場合は、１箇月あたりの拘束時間の長い者上位１０名を記載する。

事変様式３

　　関 東 運 輸 局 長

　　 　　殿

宣　　　　　誓　　　　　書

　　　貨物自動車運送事業法第４条第１項第２号に規定する事業計画のうち営業所、車庫及び

休憩・睡眠施設について、都市計画法等関係法令に抵触しないことを宣誓いたします。

　　令和　　年　　月　　日

申請者

　　　　　　　　　 　　　　住　　　　所

　　　　　　　 　　　　　　氏名又は名称

　　　　 　　　　　　　 　代表者の氏名 　　 　　 　　　　 　印又は署名

様式例１

（法人申請用）

関 東 運 輸 局 長

　　　　　　　　　　　殿

宣　　　　　誓　　　　　書

　　平成１５年２月２８日付け関東運輸局長公示「一般貨物自動車運送事業の事業計画変更等に

関する処理方針について」の１．（６）に抵触しておりません。

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　（法人）　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　名　　　　称

代表者の氏名 　　　　　　　 印又は署名

　　　　　　　（役員）　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　氏　　　　名 　　 　 　　 　 印又は署名

　　　　　　　（役員）　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　氏　　　　名 　　 　 　　 　 印又は署名

　　　　　　　（役員）　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　氏　　　　名 　　 　 　　 　 印又は署名

　※代表者について、個人（役員）としての宣誓も必要です。

　※常勤役員は、必ず全員宣誓してください。

様式例２

（個人申請用）

　　関 東 運 輸 局 長

　　　　　　　　　　　殿

宣　　　　　誓　　　　　書

　平成１５年２月２８日付け関東運輸局長公示「一般貨物自動車運送事業の事業計画変更等に

関する処理方針について」の１．（６）に抵触しておりません。

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　氏　　　　名 　　 　　 　 印又は署名

様式例３

　　関 東 運 輸 局 長

　　　　　　　　　　　殿

宣　　　　　誓　　　　　書

貨物自動車運送事業法第５条各号のいずれにも該当しないことを宣誓いたします。

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称 　　　　　　　　　 印又は署名

【参考】

|  |  |
| --- | --- |
| 運　送　委　託　契　約　書 | ４０００円  収入印紙 |

　一般貨物自動車運送事業を営む　　　　　　　　　　　　　（以下甲という）と一般貨物自動車運送事業を営む （以下乙という）との間において、運送及び利用運送に関して次の通り契約を締結する。

第１条（契約の範囲）

　　荷主の要求による運送並びに利用運送の業務について、甲は実運送に当たり、乙は利用運送に従事するものとする。

第２条（貨物の受渡方法及び運送責任の分野）

　　貨物の甲・乙両者間における発着扱いは、送り状と貨物を照合して受渡しする。

　　発送貨物は、乙が甲に引き渡したときから甲の責任とする。

　　到着貨物は、自動車より取卸し、甲が乙に引き渡したときから乙の責任とする。

　　甲は、運行休止又は欠行する場合は、乙に事前に通知する。

第３条（荷主に対する責任、損害賠償の範囲）

　　貨物事故の損害賠償はその荷主に対して乙が負い、乙は甲並びに乙両者の責任分野によって、甲に対して求償権を持ち、賠償の範囲は貨物自動車運送約款によるものとする。甲乙共に故意又は重大なる過失ある事項に関しては、前項の規定に拘わらず、各々その責任を負うものとする。

第４条（事故の処理）

　　貨物事故の処理は、甲乙協議の上、これをなすものとする。

第５条（運送保険）

　　車両保険及び積荷保険の費用は甲の負担とする。

　　但し、荷主の要求にて附した運送保険は、その申込みを受けた甲又は乙にて取り扱うものとする。

第６条（運送順位）

　　法令に定めのない限り、貨物の運送は受付順位によるものとする。

第７条（運賃及び料金）

　　運賃及び料金は、甲が主務官庁に届け出た運賃及び料金とする。

第８条（運賃及び料金の決済）

　　貨物運賃及びこれに付随する料金の精算は、毎月末毎に締め切り、計算して翌月末までに甲乙にて決済する。

第９条（他社との同種契約）

　　甲は乙の営業地区と認められる地区に、乙と同一業務とみなされる業務施設（直営店、代理店、取扱店、その他）を開設しようとする時は、乙との協議を要する。

第１０条（契約の期間）

　　契約期間は、主務官庁より一般貨物自動車運送事業の事業計画変更認可を受けた日から効力を発生し、本契約の期間は効力発生日から向こう　　年とし、以後甲乙双方異議のないときは自動的に更新するものとする。

第１１条（契約の解除及び更改）

　　本契約の各条項中、契約の継続を不適当と認めたときは、甲乙協議の上、これを解除又は更改することができる。

　以上、この契約締結の証として、契約書２通を作成し、甲乙各々捺印の上各１部を保有する。

　 令和　　年　　月　　日

　 甲

印

　　　　　　　　　　　　　　乙

印